

## 5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み

### 【申込み方法】

教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込みは、入園希望月の申込み期間中に、下記の方法で手続きをしてください。申込み締切日までに申込み書類の提出がない場合や、提出書類の不足や記入漏れなど書類に不備がある場合は、利用調整の対象とならないことや、利用調整において不利になることがあります。

※ 令和6年12月利用調整分(令和6年10月受付分)以前の申込みは、②～④は不要です。

- ①提出する書類一式を用意
- ②申込みに関する注意事項の動画を視聴(11月以降市公式Webサイトに掲載)
- ③LoGoフォームで受付番号を取得
  - ・QRコードを読み込む
  - ・ご自身のメールアドレスを入力して送信
  - ・メールアドレスに送られてきた入力フォームに児童の情報等を入力して送信
  - ・受付番号の通知を確認
- ④受付番号を市川市保育所等利用申込書の表紙右上に記入
- ⑤提出書類一式を簡易書留、レターパック等にて郵送(締切日必着)



令和6年11月1日  
利用開始

### <送付先>

〒272-8501  
市川市八幡1-1-1  
市川市 こども施設入園課 入園グループ 入園申込み受付担当

### <送付方法>

- 必要書類の受け渡しを確実にを行うため、申込み書類は必ず追跡が可能な簡易書留、レターパック等をご利用ください。
  - ※書類を紛失した場合や郵送事故など、不着についての責任は負いかねます。
  - ※郵送料金に不足が無いようご注意ください。料金不足の書類は受け取ることができません。
- 申込み後に、不足書類の提出や不備のあった書類の再提出をする場合は、普通郵便でも受け付けます。不足書類を郵送でご提出の場合、次の項目を提出書類にご記入ください。
  - ① お子さんのお名前
  - ② お子さんの生年月日
  - ③ 第1希望の保育施設名

### <ご注意>

- 入園希望月の申込み期間中に到着するように発送してください。
- 申込み締切日までに申込み書類が到着しない場合は、利用調整の対象となりません。
- 提出された書類に不備があった場合は、市から保護者にメール、または電話で連絡します。
- 不備の訂正や不足書類の提出が申込み期間に間に合わなかった場合、利用調整の対象にならなかったり、選考において不利になったりする場合があります。申込み前に書類に不備がないかよく確認をしてください。

## 【窓口への持参】

窓口を持参される場合は①から④までの手続きをしたうえで、提出書類一式をお持ちください。

＜受付時間＞ **8:45～17:15（土日祝・年末年始を除く）**

※窓口では書類の受領のみとなります。窓口で内容の確認は行いません。

### ＜受付窓口＞

窓口	場所		電話
こども施設入園課 入園グループ	第1庁舎2階	市川市八幡1-1-1	047-334-1111(代表) 047-711-1785(直通)
子育てナビ行徳	行徳支所2階	市川市末広1-1-31	047-359-1391(直通)

## 【市外施設の申込み・市外からの申込み】

- 市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達、不足書類の再提出等を円滑に行えるよう、可能な限り窓口でお申込みいただくようお願いします。(転出予定の方を除く)
- 市川市外にお住まいの方で、市川市内の認可保育施設の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で利用申込みをしてください。(P19 参照)(転入予定の方を除く)

## 【申込みに必要な書類】

- 認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～⑤を確認し、必要な書類をご用意ください。
- 申込みを受け付けた時点で、3ヶ月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出書類は、コピー可と表記のあるものを除き、すべて原本をご提出ください。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し(コピー)の提供等も行っておりません。

① 教育・保育給付認定申請書（市指定の様式）

② 保育所等利用申込書（市指定の様式）

※ 令和7年1月利用調整分から保育所等利用申込書に LoGo フォームで取得した受付番号を記入してください。受付番号が取得できない場合は、提出書類チェックシート(市指定の様式)を提出してください。

※①・②はお子さん1人につき1部必要です。

※記入にあたっては、「記入上の注意」をご参照ください。

③ 保育の必要性を確認する書類

《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻

申込時の状況	必要書類	父	母
就労(復職予定の場合を含む)	就労証明書(市指定の様式) ※雇用主又は事業主が記入 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に提出が必要となります。 ※就労の実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労日数・就労時間が変則の方	直近1ヶ月分のシフト表 (1ヶ月間の就労日・就労時間等の実績がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業の方	開業後1年以上の場合 : 確定申告書 第1表・第2表の写し(コピー) 開業後1年未満の場合 : 開業届の写し(コピー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

求職活動	求職活動申告書および同意書（市指定の様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労内定	<b>就労証明書（市指定の様式）</b> ・・雇用（予定）期間が予定のもの ・雇用（予定）日が記入されている就労証明書の場合で、申込み月の翌月までに入園内定とならず就労開始できない場合、申込み月の翌々月の申込み期間内に就労証明書等の再提出が必要です（就労内定の状況が続く場合は、2ヶ月毎に提出が必要となります）。期間内に提出がない場合、入園要件を「就労内定」から「就労予定」に切り替え、基準指数を変更します。 （例）9月15日採用予定で、9月利用申込みの場合、9～10月の利用調整は「就労内定」ですが、11月の申込み期間内に就労証明書の提出がない場合、11月利用調整より「就労予定」となります。 ・保育施設入園後に就労開始する旨の就労証明書の場合、再提出の必要はありません。 ・就労開始した場合は、就労開始後に証明した「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書・時間割表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日のページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保護者の疾病・障がい	<b>診断書（市指定の様式）又は障害者手帳のコピー</b> 診断書は医師による証明が必要です（整骨院等は不可）。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	<b>介護・看護・付添状況申告書（市指定の様式）</b> <b>被介護者の診断書（市指定の様式）又は障害者手帳のコピー</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### ④ 母子手帳のコピー（最新の健康診査のページ）

《対象者》 ◆すべての申込み児童

お子さんの健康状態を確認するため、最新の健康診査の受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

※健診未受診の場合は、その理由及び受診予定を「申告書」（様式不問）にご記入の上提出いただき、受診後お早めに健診結果のコピーをご提出ください。

※1歳6か月健診の受診結果のコピーを提出する際に、「1歳6か月児健康診査記録票」がある場合は、そのコピーもあわせてご提出ください。

※利用申込み後に受診した健診で指摘事項があった場合には、その受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

#### ⑤ その他状況に応じて提出していただく書類

《対象者》 ◆世帯の状況に応じて該当する方のみ

<保護者の就労状況>

申込時の状況	提出書類	
育児休業・産後休暇から復職予定の方（P16 参照）	育児休業（産後休暇）からの復職に関する申告書および誓約書（市指定の様式）	<input type="checkbox"/>

市内の認可保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方、就労内定の方(いずれも勤務時間が休憩を除き週35時間以上の方)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー 保育士就労に関する同意書(市指定の様式)	<input type="checkbox"/>
市外の認可保育施設又は市内外の認可外保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方(いずれも勤務時間が休憩を除き週35時間以上の方)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー	<input type="checkbox"/>

<世帯の状況>

申込時の状況	提出書類	
65歳未満の祖父母と同居している場合(住民票上別世帯でも同一住所又は同一建物・マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。)	同居祖父母の就労証明書等、保育の必要性を確認する書類(P9~10の書類) ※提出がない場合、利用調整において不利になります。(P25参照)	<input type="checkbox"/>
生活保護世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯、両親不存在(注1)	世帯状況申立書(市指定の様式) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯(予定)(注1)	世帯状況申立書(市指定の様式) 離婚調停等の状況がわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ※DVのおそれがある場合はこども施設入園課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書又は在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー ※在留資格を確認できる書類・資格外活動許可証がない場合、申込みを受付することができません。	<input type="checkbox"/>
令和7年8月までの利用申込みにおいて、令和6年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。(P26参照)	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和6年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和6年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和5(2023)年1月~令和5(2023)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>
令和7年9月以降の利用申込みにおいて、令和7年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。(P26参照)	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和7年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和7年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和6(2024)年1月~令和6(2024)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>

<p>お子さん又は同居親族が障がいをお持ちの場合</p>	<p><b>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかのコピー</b>          ※利用者負担額(保育料)の支援制度があります(P32 参照)          ※申込児童が上記手帳を有する場合は、利用調整において加点があります。(P25 参照)          ※申込児童の兄弟姉妹が上記手帳を有する場合は、利用調整指数が同一の際に優先になることがあります。(P26 参照)</p>	<input type="checkbox"/>
<p>妊娠・出産以外の事由での利用申込みで、出産予定がある場合</p>	<p><b>出産にあたっての就労状況申告書（市指定の様式） 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)</b></p>	<input type="checkbox"/>

(注1) 配偶者、元配偶者又は内縁の夫・妻が同居の場合(住民票上別世帯でも同住所に住んでいる場合や、別居でも住民票が同住所の場合を含む)は、ひとり親と認定することはできません。

### <お子さんの状況>

申込時の状況	提出書類	
<p>補助金対象の認可外保育施設(簡易保育園)を利用している場合</p>	<p><b>通園証明書（市指定の様式）</b>          ※市川市で「簡易保育園保育料補助金」を受けている場合は、提出不要です。          ※「子育てのための施設等利用給付」のみの場合は提出が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>補助金対象施設以外の認可外保育施設(注2)、事業所内保育施設(注3)、居宅訪問型保育施設(注2)を利用している場合</p>	<p><b>認可外保育施設等利用証明書（市指定の様式）</b></p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんが心臓、腎臓、肝臓にかかわる疾病(治療中、経過観察中)をお持ちの場合</p>	<p><b>腎臓指導表・心臓指導表（市指定の様式、3歳以上） 保育園入園診断書（市指定の様式、3歳未満）</b>          ※入園希望月の締切日までにご提出がないと、利用調整にかけられない場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんに医療的ケアが必要な場合(注4)(P15 参照)</p>	<p><b>問診表(市指定の様式) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害児通所受給者証、発達センター等の在籍証明書のいずれかのコピー(お持ちの方のみ)</b></p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんに障がいや発達に心配がある場合(注4)(P15 参照)</p>		

(注2) 都道府県知事に届出をしている施設が対象となります。

(注3) 都道府県知事に届出をしている施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設が対象となります。

(注4) お子さんの病気や障がい、必要な支援や配慮により、保育園入園診断書(市指定の様式)や関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。詳しくはこども施設入園課にご相談ください。

### <兄弟の状況>

申込時の状況	提出書類	
<p>兄弟姉妹が幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、認可外保育施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、放課後等デイサービス等を利用しており、保育施設への入園を希望しない場合</p>	<p><b>在園を証明する書類</b>          利用している施設から証明書を発行してもらうようお願いいたします。          ※市川市で「簡易保育園保育料補助金」を受けている場合は、提出不要ですが、「子育てのための施設等利用給付」のみの場合は提出が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>兄弟姉妹が幼稚園に入園予定であり、保育施設への入園を希望しない場合</p>	<p><b>入園許可証等、入園することが確認できるもの</b></p>	<input type="checkbox"/>

<転入予定での申込み>

申込時の状況	提出書類	
市川市外在住の方	転入に関する誓約書(市指定の様式)	<input type="checkbox"/>

<<書類の入手方法>>

●利用申込みに必要な書類(市指定)は、次の場所で配布しています。

★印の窓口では、P9①・②及び就労証明書のみ配布です。また、ご相談や申込みはできません。

★第1庁舎こども施設入園課 ☆子育てナビ行徳(行徳支所) ※P9<受付窓口>をご参照ください。

★大柏出張所 南大野2-3-19

★市川駅行政サービスセンター 市川南1-1-1 (ザ タワーズ イースト3階)

★南行徳市民センター 南行徳 1-21-1

●利用申込みに必要な書類(市指定)は、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードすることもできます。(表紙の裏面参照)

**【個人番号(マイナンバー)の確認について】**

マイナンバー制度に基づき、教育・保育給付認定に関する申請書類にマイナンバーを記載していただく必要があります。

本人確認として、マイナンバー確認資料と本人確認資料をご用意ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで、マイナンバー確認と本人確認が行えます。郵送で申込みをされる場合は、コピーを添付してください。

<申請者本人が申請する場合に必要な書類>

<b>1. マイナンバー確認書類【対象者:申込み児童・代表保護者】以下のいずれか1点をご用意ください。</b>	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード(※氏名、住所等が変更になっていないもの)	
<b>2. 本人確認書類【対象者:代表保護者】以下の(1)もしくは(2)をご用意ください。</b>	
(1)顔写真付本人確認書類 (右欄の書類から1点)	<input type="checkbox"/> 運転免許証(住所等変更されている場合は、表面及び裏面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付きのものに限る) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 等
(2)本人確認書類 (右欄の書類から2点)	<input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(表面及び裏面)、基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 等

※確認書類を提出することが困難な場合や、代理人が申込みをされる場合は、こども施設入園課までご相談ください。